

8 維持管理

8.1 財産区分

給水装置とは、配水管から分岐した所から給水器具末端までであり、管理者の貸与品を除いて個人財産であるため、原則として所有者または使用者が管理しなければならない。

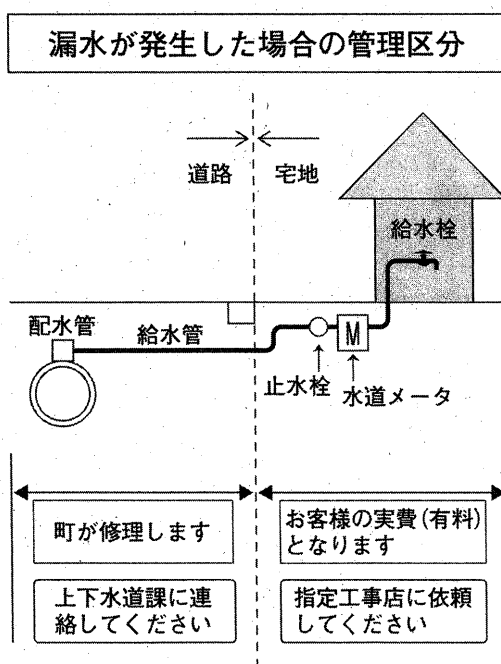
8.2 維持管理区分

- 1 給水装置に異常があった場合の修繕は、指定給水装置工事事業者が行う。
- 2 給水装置の修繕に要した費用は、所有者等の負担とする。

<解説>

2 修繕の費用負担について

- (1) 配水管から分岐した所から官民境までで自然に漏水が発生した場合、上下水道課が修繕に要する費用を負担し修繕する。



- (2) 長年月の休止等によって分水孔が錆びて閉塞し水が出なくなることがある。分水閉塞の解消に関わる分水孔の清掃・通水の費用については所有者負担となる。